

官公需施策の概要（平成15年度）

中小企業基本法
第2章
基本的施策
第21条
国等からの受注
機会の増大

（官公需法）
官公需についての
中小企業者の受注
の確保に関する法
律
（41.6.30 法97号）

- 第1条（目的）
中小企業者に対する受注機会の確保を図り、
中小企業の発展に資する
- 第2条（定義）
国等——各省各庁、公庫等
中小企業者——政令に基づき一部範囲の拡大
- 第3条（受注機会の増大の努力）
国等の受注機会増大の努力（組合の活用）
- 第4条（契約の方針の作成等）
国等の契約の方針の作成、
閣議決定、公表
- 第5条（実績の概要の通知）
各省大臣の経済大臣への契約実績の通知
- 第6条（各省各庁等に対する要請）
経済大臣の各省大臣への受注機会の増大の要請
- 第7条（地方公共団体の施策）
国に準じた受注機会増大の努力

- 「契約の方針」
①中小企業者向
け契約の目標
②受注機会増大
のための措置
③官公需に係る
施策の推進

- 1 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大
 - ・ 特定品目についての発注・落札情報の提供、随意契約制度の活用
 - ・ 一般競争及び工事の公募型指名競争の発注に関連する情報の提供
 - ・ 工事の一般競争並びに公募型指名競争の落札結果等に関する情報の提供
- 2 官公需適格組合等の活用
 - ・ 組合随意契約制度の活用
 - ・ 総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用
 - ・ 官公需適格組合制度の周知徹底
- 3 指名競争契約等における受注機会の増大
 - ・ 同一資格等級区分内の者による競争の確保
 - ・ 資格等級に対応する契約の予定金額の見直し等適正化及び公表
 - ・ 中小工事及び特定品目について特段の配慮・少額随意契約制度の活用
- 4 中小企業者への説明の徹底 — 発注内容（性能、規格等）の説明
- 5 銘柄指定の廃止 — 真にやむを得ない場合を除き廃止
- 6 分離・分割発注の推進
 - ・ 価格面等を含め適切であるか十分検討し努力
 - ・ 公共工事コスト削減の要請を前提として努力
- 7 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮
 - ・ 可能な限り計画的発注、適正な納期、工期の設定に配慮
- 8 適正価格による発注
- 9 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用
 - ・ 中央一括調達から地方支分部局等地方調達への切り替えの推進
 - ・ 地方支分部局等の契約限度額の引き上げ
- 10 中小建設業者に対する配慮
 - ・ 中小工事の早期発注等による受注機会の増大
 - ・ 優良な工事成績を上げた中小建設業者に対する配慮
 - ・ 公共工事について、共同による請負の一層の活用等
- 11 技術力のある中小企業者に対する入札参加機会の拡大（適用対象の拡大）
- 12 新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置
- 13 調達手続に関する簡素・合理化
 - ・ 申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進
 - ・ 入札・開札手続の電子的手段の導入
- 14 中小企業者の自主的努力の助長
 - ・ 官公需に関する情報の電子的手段による提供
 - ・ 電子メール等電子的手段による発注情報の直接提供
 - ・ 競争契約参加資格申請の情報提供
 - ・ 官公需相談の円滑化（相談窓口の常設、発注機関一覧等の活用等）
 - ・ 研究成果に関する情報の周知等
 - ・ 売掛債権担保融資保証制度等の利用の促進
 - ・ 再生支援に資するため発注機関所在情報等の提供
- 15 阪神・淡路大震災の被災地域の中小企業者に対する配慮

※契約目標設定に係る透明性の確保